

国不入企第20号
令和4年6月29日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

地域維持型建設共同企業体については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において地域の実情を踏まえつつ活用するものとされており、「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）において運用準則が定められております。その取扱いについては「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成23年12月9日国土入企第27号）において通知しているところですが、今般、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて改め、別添のとおり各府省庁主管担当課長、各都道府県担当部局長及び各指定都市担当部局長あてに通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。